別紙様式第２号　（平19財令10・全改、令２財令78・一部改正）

（表）

第　　号

年　　月　　日発行

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成８年法律第82号）附則第51条第３項の規定に基づく証明書

所　　属

官　　職

氏　　名

生年月日

写　　真

上記の者は、当該職員であることを証明する。

発 行 者　　財　務　大　臣

（裏）

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（抄）

附　則

（監督）

第51条（第１項　略）

２　財務大臣は、特例業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定基金に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、特例業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（第４項及び第５項　略）

---

検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

備　考

１　用紙は厚質青紙とし、大きさは縦5.4センチメートル横8.5センチメートルとする。

２　写真の大きさは、縦3.5センチメートル横2.5センチメートルとする。